

令和5年度第3回興部警察署協議会議事概要

1 開催日時

令和6年3月7日（木）午後1時00分から午後2時40分まで

2 開催場所

北見方面興部警察署大会議室

3 出席者

(1) 協議会委員 5人（定員5人）

会	長	井	口	健	一
副	会	長	八	重	樫
委	員	鈴	木	玲	子
委	員	渡	邊	政	子
委	員	島		洋	子

(2) 警察署員 4人

署	長	木	下	清	人
副署長兼警務課長		佐	藤	直	哉
刑事生活安全課長		廣	瀬	直	昭
警務係長					

4 興部警察署長挨拶

第2回警察署協議会が開催された昨年12月以降、能登の地震災害があったほか、羽田空港における航空機事故が発生するなど、年末年始に大きな地震災害や事故災害が発生したところではありますが、当署管内においては、大きな事件・事故の発生はなく、比較的平穏に推移しているところでもあります。

本日は、委員の皆様方からの御意見・御要望を広く賜り、警察署の活動に反映していきたいと考えているので、よろしく願いいたします。

5 会長挨拶

能登での地震災害や政治の問題など暗いニュースが多い昨今ではありますが、4月は希望の季節と言われ、これから明るくなってくれればと願っております。本日は地域の高齢者に関する諸対策をテーマにするとのことで、たくさんの要望や意見を出し合って良い協議会としたいと考えておりますので、よろしく願いします。

6 興部警察署の業務概況説明

- (1) 犯罪発生・検挙状況
- (2) 交通事故の発生状況
- (3) 暴風雪事案への対応状況
- (4) コンビニエンスストアへの防犯診断
- (5) 各種行事・啓発活動の状況

7 前回協議会における要望・意見への対応状況

(1) 特殊詐欺対策について

○ 委員要望・意見

特殊詐欺に関する様々な手口を周知することで、被害を防げる部分もあるのではないかと。

○ 署の対応状況

委員からの要望・意見を受けて、警察署では巡回連絡の際に、特殊詐欺被害の現状や最近の手口について周知するよう配意したほか、高齢者方に対しては、NTTで実施されている被害防止のためのナンバーディスプレイの無償化対策についても周知するとともに、希望者には警察官が直接手続きを進めるなど一歩踏み込んだ対策を行っている。

この他、昨年10月に高額被害が発生した後、被害防止のための水際対策を強化した結果、1月には西興部のセイコーマートで被害を未然に防ぐ事例があり、先般阻止に協力していただいたコンビニエンスストアの従業員の方に署長感謝状を贈呈したところ。被害の発生を1件でも多く防ぐため、こうした取組を継続して実施していきたいと考えている。

(2) 特殊詐欺対策について

○ 委員要望・意見

住民に特殊詐欺被害防止の周知を図るため、自治体などと協力して取り組んではどうか。連携という部分では、私が関わっている住民の会合があり、警察からビデオや動画などを貸していただければ、放映して被害防止を周知することもできるがいかがかと。

○ 署の対応状況

本年1月、委員から申し出のあった住民会合において、興部町チャリティ演芸会で警察署員が披露した寸劇の動画を編集したものを提供させていただいた。今後も今回の取組を参考として、関係機関と連携した取組を推進していきたいと考えている。

(3) 特殊詐欺対策について

○ 委員要望・意見

雄武町役場で開講している「まちづくり講座」という取組を活用して、出前型の啓発活動を実施してはいかがか。

○ 署の対応状況

雄武町役場の担当課と協議した結果、令和6年度の講座開設に向け現在調整中である。講座の内容については、警察官が出向いての講話のほか、動画による注意喚起など、住民のニーズに合わせた様々な形の啓発が実施できるよう準備をしてみたい。

(4) 訪問買取に関するルールの周知

○ 委員要望・意見

最近、訪問買取業者から電話が掛かってきたり、直接訪問してきて売る気のない貴金属等を強引に買い取って行ったなどの話を聞いて不安に感じている。何か警察で対応できないか。

○ 署の対応状況

委員からの要望を受けて、「訪問買取のルール知っていますか？」と題した当署独自のチラシを作成し、啓発活動時に配布したほか、自治体広報紙にも記事掲載を依頼して周知を図った。

8 諮問事項の検討

諮問事項

「警察に望む高齢者に対する諸対策」

署説明

高齢者が巻き込まれる事件事故の実態

- ・管内実態
- ・特殊詐欺被害の実態
- ・高齢運転者による交通事故実態
- ・災害発生時の避難行動支援

委員～特殊詐欺被害の関係では、警察官が巡回連絡の際に特殊詐欺被害のことを詳しく説明したり、固定電話の被害防止サービスの手続きを手伝ってくれていることについて近所の高齢者の方からも聞き及んでおり、その高齢者の方も良い

取組だと話していた。

その中で、警察官が巡回連絡で各戸を訪問する際に、パトカーの駐車位置が自宅前だと、近所の人から事件があったのかと思われるので配慮して欲しいという声があった。

署回答～巡回連絡を実施する地域係員に対し、パトカーの駐車位置に配慮するよう指導することとしたい。

委員～興部警察署で近年、認知症の高齢者が行方不明となった事案の取扱いはあるのか。また、認知症の高齢者などが行方不明となった場合の対応について、警察ではどのような対応をするのか。

署回答～令和4年4月以降、認知症高齢者の行方不明事案は、当署での取扱いはないものと承知している。

警察署で認知症と思われる高齢者を取り扱った場合は、行方不明事案を含めた様々な事案への発展性を考慮し、以後適切な対応がなされるよう、役場担当者と必要な情報を共有するなど、関係機関と連携して対応することとしている。

行方不明事案を認知した場合は、各町村の役場やSOSネットワークなどと情報共有し、迅速に捜索体制を構築して早期発見に努めることとなる。

9 その他要望・意見の聴取

委員～コンビニエンスストアに対する防犯指導は、各従業員にも対策が浸透するよう定期的に実施していただきたい。

署回答～先般は、北警察署における重大事案の発生に伴い、緊急的に実施したものであるが、今後も定期的に防犯指導に努めてまいりたい。

10 次回協議会の開催時期

7月頃を予定